# 介護休業等制度の概要と法改正のポイントについて

ひと、くらし、みらいのために



広島労働局 雇用環境 • 均等室 1 介護離職の現状

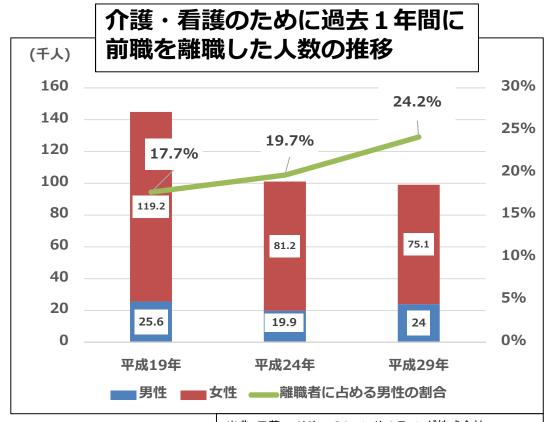
2 両立支援制度の概要

3 法改正のポイント

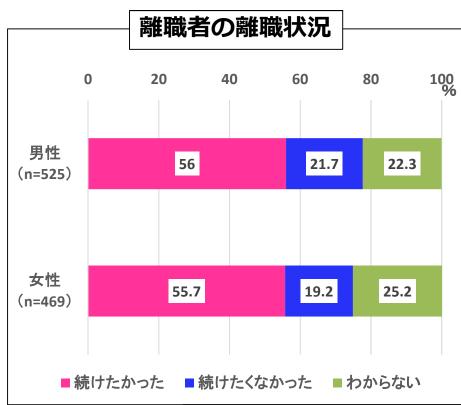


4 相談にあたって

# 1 介護離職の現状



出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ケアマネージャー研修仕事と介護の両立支援カリキュラム」 (令和2年度厚生労働省委託事業)



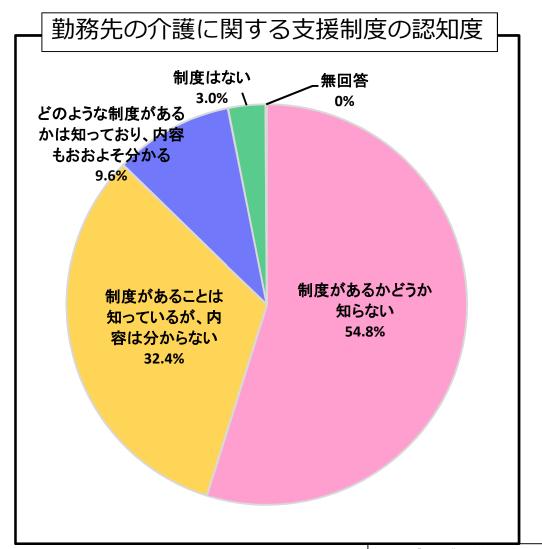
出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」 (平成24年度厚生労働省委託調査)

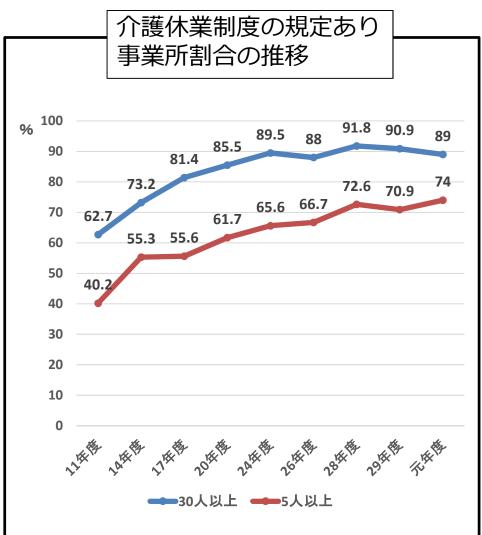
### 離職理由

「仕事と介護の両立が難しい職場だった」

離職者の約6割

# 1 介護離職の現状





いずれも出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ケアマネージャー研修仕事と介護の両立支援カリキュラム」 (令和2年度厚生労働省委託事業)

#### 「対象家族」とは

配偶者

父母及び子

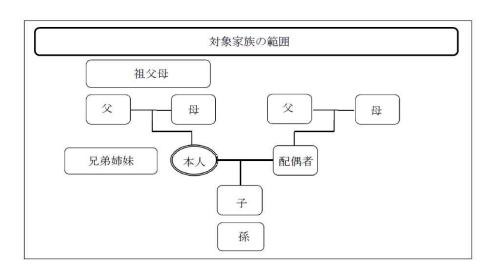
祖父母、兄弟姉妹及び孫

配偶者の父母

#### 「要介護状態」とは

「負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態」のこと。

- (1)介護保険制度の要介護状態区分において「要介護2」以上であること
- (2) 右表の①~②のうち、2が2つ以上又は3が 1つ以上該当し、かつ、その状態が継続す ると認められること。



状態 項目	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持(10分間一人で 座っていることができる)	自分で可	支えてもらえればできる (注3)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り 込まずに5m程度歩くことが できる)	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗 (ベッドと車いす、車 いすと便座の間を移るなどの 乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取 (注4)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)
<ul><li>⑩周囲の者が何らかの対応を とらなければならないほどの 物忘れがある</li></ul>	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
①薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定 (注6)	できる	本人に関する重要な意思決定は できない(注7)	ほとんどできない

パンフレット『男女雇用機会均等法育児・介護休業法の あらまし』8ページ

#### 護休業 介

要介護状態にある対象家族の介護のための休業。 対象家族1人につき3回まで、通算93日取得可能。

- ●原則、介護休業開始の2週間前までに申し出 (遅れた場合は事業主が開始日を指定)
- ▶1回の申し出毎の休業につき1回、 休業終了日の繰り下げが可能

仕事と介護を両立するための体制を 整えるための準備期間として活用



長期の介護となった場合の 離職を防ぐ

#### 護 休 暇

要介護状態にある対象家族の介護や世話を行う 労働者(労使協定で除外された者を除く)に対し年次 有給休暇とは別に与えられる休暇。

1年度において5日(対象家族が2人以上の場合 は10日)取得可能。

時間単位で取得可能 (令和3年1月1日~)

利用例:通院等の付き添い、公休日と組み合わせての帰省 等

# 労働時間に関する制度

\*いずれも、労働者からの請求が必要。

制度	概要	利用可能期間•回数	適用除外
所定外労働の 制限	所定外労働を免除	1か月以上1年以内 請求に回数制限なし	①継続雇用された期間が 1年未満 ②週所定労働日数が 2日以下 *労使協定がある場合のみ
時間外労働の 制限	時間外労働時間に上限が発生 (月24時間、年間150時間)	同上	上記①、②の労働者
深夜業の 制限	深夜労働の労働を免除 (午後10時〜午前5時)	1か月以上6か月以内 請求に回数制限なし	上記①、②に加え、 ③深夜に常態として介護が 可能な同居家族がいる ④所定労働時間全てが深夜
労働時間の 短縮措置等	以下のいずれかの措置を講ずることを事業主に義務付けア. 短時間勤務制度イ. フレックスタイム制度ウ. 時差出勤の制度エ. 介護サービス費用の助成	3年以上の間で 2回以上利用可の 措置とする義務がある (エ以外)	上記①、②の労働者 *労使協定がある場合のみ

#### その他

#### 不利益取扱いの禁止等

- □ 事業主が、介護休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- □ 事業主に、上司・同僚等からの<u>介護休業等に関するハラスメント</u>の防止措置を講じることを 義務付け

- ●部下 の 介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱い を示唆する言動
- ●部下又は同僚が介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ●部下又は同僚が介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

# 3 法改正のポイント

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の 一部を改正する法律(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)

# 介護関係

#### 有期雇用労働者の介護休業の取得要件緩和

令和4年4月1日

#### 改正前後の制度の概要

#### 改正前

- ●介護休業の場合
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに**契約が 満了することが明らかでない**



#### 令和4年4月1日~

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の 労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※※介護休業給付についても同様に緩和

# 3 法改正のポイント

介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに 契約が満了することが明らかでない

### 判断のポイント

- ·介護休業の申出があった時点で労働契約の<u>更新がないことが確実</u>であるか否かで判断
- ・事業主が「更新しない」旨の明示をしていない場合については、原則として、「労働契約の更新がないことが確実」とは判断されない。

## 介護休業を取得することができる労働者の要件

- ●日々雇用でないこと
- ●労使協定により定められた除外事由に該当しないこと
  - ・その事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない者
  - ・申出の日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者
  - ・週の所定労働日数が2日以下の者
- ●【有期雇用労働者のみ】介護休業開始予定日から93日経過日から 6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでないこと

# 4 相談にあたって



雇用機会均等法 ・介護休業法

CONTROL OF THE PARTY OF THE PAR



「育児・介護休業法のあらまし」

# THE PARTY BY THE P

厚生労働省介護休業制度特設サイト

厚生労働省 介護休業

検索

仕事と介護の両立支援制度 相談窓口

広島労働局 雇用環境・均等室 ☎082-221-9247





「介護で仕事を辞める前にご相談ください!」

「育児休業や介護休業をすることができる有期雇用労働者について」

「介護休業をする方を経済的に支援します」

10

CONTRACT SECTIONS OF THE CO.

# 4 相談にあたって

# 事業主向けサポート

#### 両立支援等助成金

#### 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護 休業の取得・職場復帰に取組、介護休業を取得した労働者が生じた、 または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の 利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

   ①介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>	
10万段作来	職場復帰時		
②介護両立支援制度		28.5万円<36万円>	
③新型コロナウイルス感染症 対応特例		5日以上10日未満 10日以上	20万円 35万円

\*いずれも、1事業主1年度の5人まで支給

広島労働局雇用環境·均等室 TEL 082-221-9247



両立支援制度に関するご相談 介護ハラスメントに関するご相談は 広島労働局雇用環境・均等室を ご案内ください。

ご清聴ありがとうございました。

